

1

2 第 1 章 時代の期待に応え、企業経営を向上させるエコアクション 2 1

3 1. エコアクション 2 1 の背景

4 将来多くの人々が、2015 年という年を振り返った際、大きな変化の契機となった年と考
5 るのではないのでしょうか。2015 年、人類の活動に大きく影響を与える二つの国際的な取り
6 決めが策定されました。具体的には国連総会での「持続可能な開発のための 2030 アジェン
7 ダ(SDGs, Sustainable Developing Goals)」と国連の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議
8 (COP21)での「パリ協定」の採択です。
9 特に 2015 年 12 月に開催された気候変動枠組条約締約国会議 (COP 2 1) では、すべての締
10 約国に温室効果ガスの削減目標達成に向けた措置の実施を義務づけたパリ協定が採択され
11 ました。この協定により、日本は温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 26%
12 削減することが事実上の国際公約となりました。言い換えれば日本を含め世界の主要国は、
13 地球のエネルギー・資源の有限性を認識し、持続可能な社会システムへと活動の方向性を変
14 えることが求められる時代となりました。

15 このような時代には、国はもちろんのこと、大手企業及びそのサプライチェーンを構成す
16 る企業群、その他組織が長期の「持続可能性 (サステナビリティ)」を念頭に置いた活動を
17 実施することが求められます。特に持続可能な社会を実現するためには、自社の経営に「持
18 続可能性」の考えを取り入れ、社会と共鳴・協働しながら自社の中長期の活動を考えること
19 が大変重要です。

20 このような取組を、出来る限り無理なく自社の経営に取り入れるには、どうすればよいか。
21 つまり「どうすれば中小企業が、サステナビリティの視点を継続的且つ効果的に取り入れ、
22 自社を成長させることができるか。」、この点を考え抜き策定された仕組みがエコアクショ
23 ン 2 1 です。エコアクション 2 1 の取組は、サステナビリティという文脈を通じて自社の活
24 動を見直し、社会と対話をしながら自社の社会的価値を伸ばすことを目的にしています。

25 自社の事業のサステナビリティと地球のサステナビリティを両立させる。エコアクション
26 2 1 は、そのために必要な現実的且つ効果的な活動アプローチを提供します。

27 2. 経営と環境への取組を継続的に改善するアプローチ: PDCA

28 それでは、エコアクション 2 1 を通じてどのように取組を進めることができるのでしょ
29 うか。取組のキーとなるのが、「計画の策定 (Plan)、計画の実施 (Do)、取組状況の確認及び
30 評価 (Check) 及び全体の評価と見直し (Action)」という継続的改善のための PDCA サイ
31 クルです。エコアクション 2 1 では、図表 AAA の PDCA サイクルを回すことで、経営と環境へ
32 の取組のバランスをとり、一体化させて活動を進めることができます。

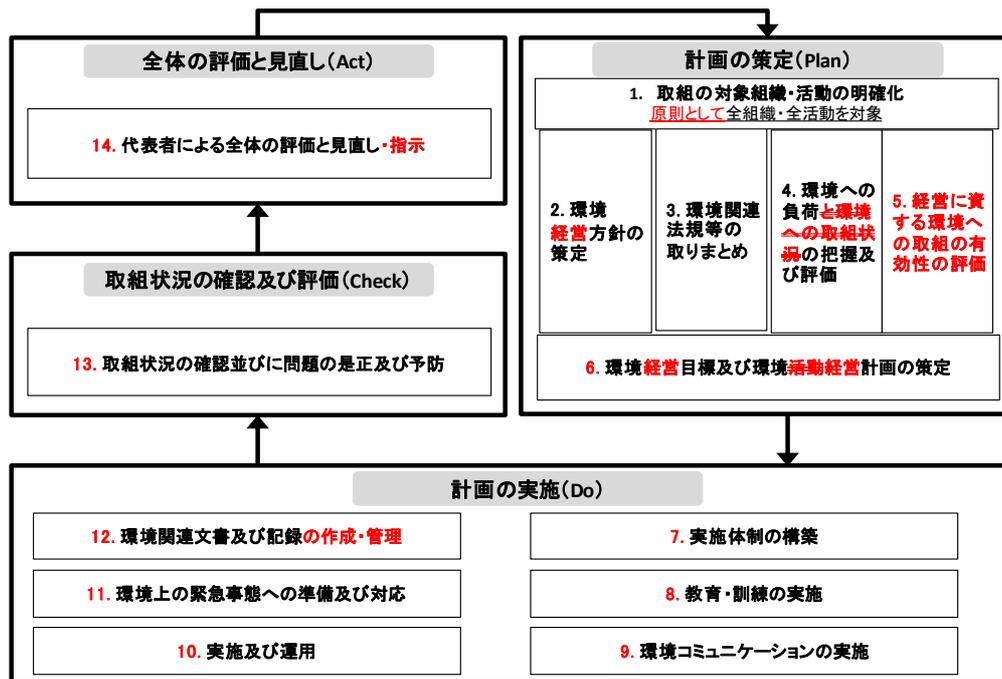
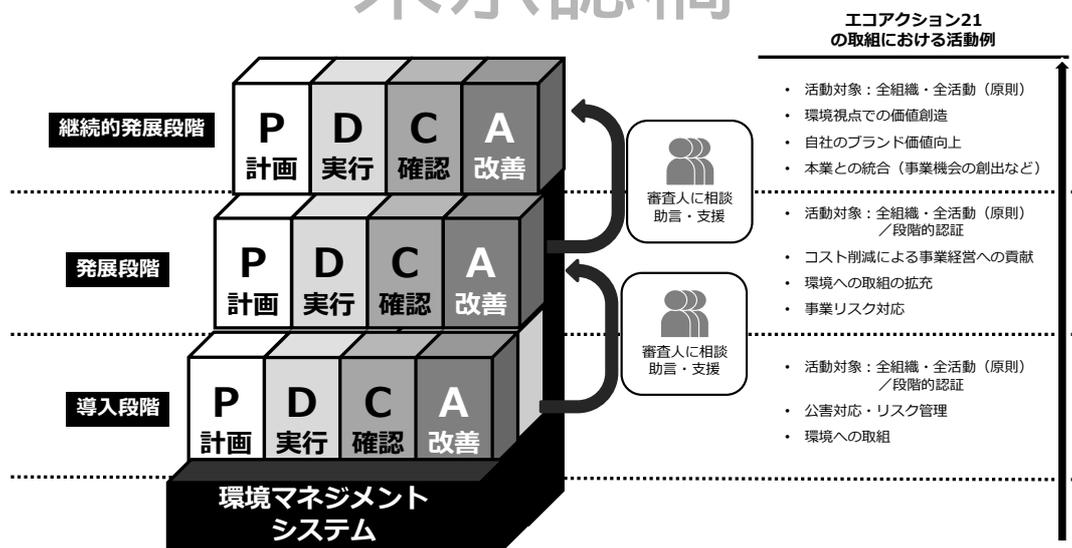


図 AAA PDCA に基づくエコアクション21の取組フロー

また、エコアクション21は、平成8年より延べ6,000社以上に活用されてきました¹。多くのエコアクション21認証事業者の取組を振り返ると、以下の図表BBBに示された3段階を進んでいくことが期待されます。

未承認稿



図表 BBB エコアクション21 PDCA サイクルを通じた自社の段階的発展

上記の図のとおり、導入段階では、いわゆる「・・・ねばならない」ことを意識し取り組むことからスタートします。その後取組を続けることで、毎月の光熱費の削減等「・・・ができる」というコスト削減等の取組メリットを感じることが出来ます。その後、さらに継続

¹エコアクション21のこれまでの歴史及び政策的位置づけについては、参考1を参照ください。

43 的に実施することで、エコアクション21の取組が「自社らしい・・・」につながり、社
44 会からより認められる会社へ成長することに繋がります。これまで実施された調査では、エ
45 コアクション21認証取得企業は、概して着実に資本蓄積を進め、経営手腕や企業の活力と
46 いった点で、社会的信用を獲得していることが客観的に確認されています²。

47 また、エコアクション21では、無理なく活動を継続ができるよう取組を進める際には、
48 審査員から助言や支援を得ることができます。分からないことがあれば、審査員に相談をし
49 てください。また、中央事務局のホームページ等で環境経営レポート作成・活用支援マニュ
50 アルや活用事例集等を公表しています。これらも是非参考にしてください。（詳細は、「5.
51 エコアクション21取組のフロー」を参照してください）。

52 3. エコアクション21とそのメリット

53 3.1 エコアクション21とは

54 エコアクション21は、自身の活動を振り返り、環境経営への目標を持ち、行動し、結果
55 を取りまとめ、評価する仕組みを構築、運用、維持、発展しながら、社会との対話を継続的
56 に実施する仕組み（システム）として前述のPDCAをベースに策定されたものです。また、
57 エコアクション21は、「地球温暖化対策計画」を初めとして、国の法律や政府のさまざま
58 な計画の中で、持続可能な社会を構築していくうえでの重要な施策のひとつとして位置づけ
59 られています³。

60 さらに、本ガイドラインに基づき環境への取組を適切に実施する事業者を認証し登録する制
61 度がエコアクション21の「認証・登録制度」です。エコアクション21ガイドライン及び
62 認証・登録制度は、環境を通じた事業者の経営や活動レベルの向上を推進することで、持続
63 可能な社会の実現に貢献することを目的としています。

64 具体的には、図表AAAに表れているとおり、PDCAの各段階で書かれている14の要求事項
65 に対応します。エコアクション21にはじめて取り組む場合は、最初に実施体制を決める他、
66 環境に関する現状調査（初期調査）を実施する等、2年目以降と手順が異なります。はじめ
67 て取り組む場合の手順として、まず代表者が、エコアクション21に組織全体で取り組むこ
68 とを決定し、取組の対象となる組織と活動の範囲を明確にします。エコアクション21の取
69 組にあたっては、代表者のリーダーシップが何よりも重要です。

70 次に、エコアクション21に取り組むための、実施体制を決めます。そのうえで、環境に
71 関する現状調査（初期調査）として、第5章「環境への負荷の自己チェックの手引き」及び
72 「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに、事業活動に伴う環境負荷の把握と環境
73 への取組状況、組織に適用される環境関連法規等を把握します。そして、その結果を踏まえ
74 て、第2章「環境経営システム」で実施すべきこと（要求事項）に基づき環境経営システム
75 を構築します。また、実際に活動を開始する際は、図表AAAの14項目の並びとは異なるこ
76 ともあります。

²調査結果の詳細は、エコアクション21中央事務局ホームページを参照ください。

³エコアクション21に関連する政策・法律の詳細は参考2を参照ください。

77 3.2 エコアクション21のメリット

78 エコアクション21には、次のような5点のメリットがあります。

79 ① 環境をベースに自社の成長と変革を促進できます

80 エコアクション21を通じて、事業者は、自社の事業活動全般を見直し、自社と環境と
81 の関わりを見極めながら、自社の成長・変革と環境への取組を促進することができます。
82 エコアクション21では、当該取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構
83 のISO14001規格⁴を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営シス
84 テムを規定しています。この環境経営システムを構築、運用、維持することにより、環
85 境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、新たな事業アイ
86 ディアのヒント等、経営面でも効果があります。

87 ② 必要な環境への取組、活動内容が明確です

88 仕組みだけでは、自社の経営にも環境への配慮にも役には立ちません。この点で、エコ
89 アクション21では、「環境マネジメントシステム」、「環境への取り組み」、及び「環境
90 コミュニケーション」の三要素がひとつに統合されています。また、必ず把握すべき環
91 境負荷項目を明確に決めています。具体的には、「二酸化炭素排出量」、「廃棄物排出量」、
92 「水使用量」の3つを必須項目と規定しています。さらに、必ず取り組んでいただく活
93 動として、「省エネルギー」、「廃棄物の削減・リサイクル」、「節水」、「自らが生産・販
94 売・提供する製品及びサービスに関する取組」、及び「環境経営レポートの作成と公表
95 及び環境データの提供」を定めています。項目が明確になることで、目標等が立てやす
96 くなります。

97 ③ エコアクション21の取組を第三者が支援・評価し、自社の社会的信頼を客観的に高 98 めることができます

99 エコアクション21に自主的・積極的に取り組み、本ガイドラインで定められている環
100 境経営システム及び環境経営レポートに関する規定（以下、「要求事項」と言います）
101 を満たす事業者に対し、審査員が一定の評価を与える制度としてエコアクション21の
102 認証・登録制度が実施されています。また、評価と合わせ、取組レベルを向上させるた
103 めに審査員から助言を得ることができます。

104 ④ 顧客からの要求等に対応することができます

105 多くの大手企業が、環境への取り組みや環境経営システムの構築を取引条件の一つとし
106 ており、これに対応することができます。また、認証・登録にあたり自治体の補助を受
107 けたり、入札参加資格審査での加点を受けることができます。また、銀行、
108 信用金庫、信用組合等の多くの金融機関で、エコアクション21に取り組む事業者への
109 低利融資制が始められています。

110 ⑤ 環境コミュニケーションを通じて社会との対話を促進し、自社の価値を向上させるこ 111 とができます

112 エコアクション21では、「環境経営レポート」の作成・活用、データの提供を活動の
113 柱の一つとしています。環境経営レポートは、事業者と関係者が集う対話のための入り

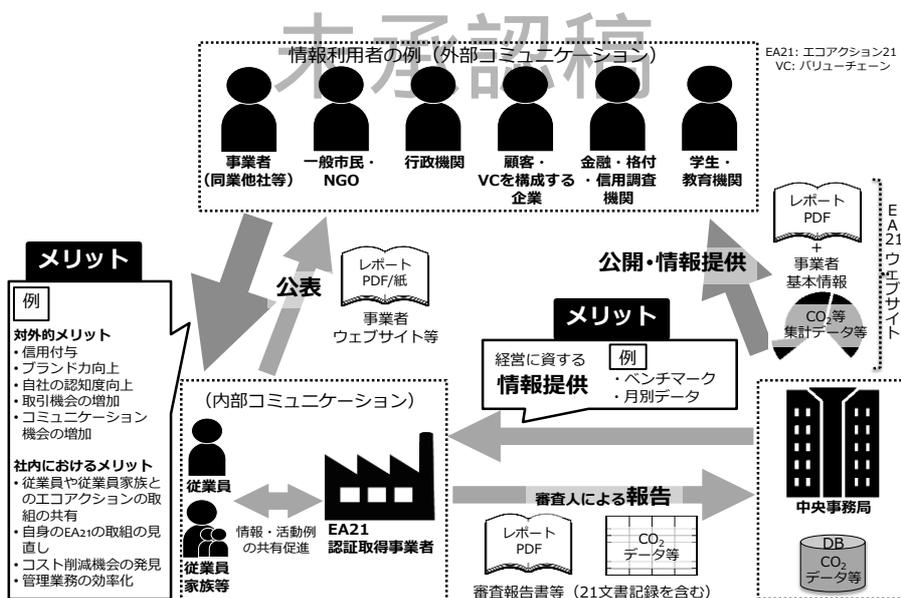
⁴ISO 14001 との比較は、参考3を参照ください。

114 口です。対話を通じて、自社の環境経営の質を高めることが可能です。また環境経営レ
 115 ポートは、会社案内等にも組み込み自社の PR にも活用することもできます。さらに認
 116 証を受けることで、自社のパンフレット、カタログ、封筒、社員の名刺等にエコアクシ
 117 ョン21のロゴマークを使えます。

118 **3.3 エコアクション21を使い、社会との対話・コミュニケーションを促進する**

119 せっかくの環境に係る取り組みも、多くの人に伝えなければ“環境に配慮した事業者”と
 120 という評価を得ることはできません。この点で、多くの関係者に対して自身の活動を伝える「環
 121 境経営レポート」の作成、データの準備及び公表と活用が重要になります。エコアクション
 122 21で求めている環境経営レポートは、事業者と多くの関係者が集う“対話の場”です。対
 123 話を通じて、環境経営の質を高めることが可能です。作成の際には、中央事務局が公表する
 124 作成・活用支援マニュアルや活用事例集等を参考にしつつ、豊かな対話を実践しましょう。
 125 また、環境省が主催する「環境コミュニケーション大賞」に応募し、自らの環境経営レポ
 126 ートの進化・深化を確認することも有用です。

127 また、事業者の協力の下、審査員はCO2情報の元データとなるエネルギー消費量等の環境
 128 等データを手し、中央事務局へ報告します。中央事務局は当該データを分類・集計・分析
 129 し、有用な情報として様々な関係者に提供します。これにより、パリ協定以降、更なる取
 130 り組みが要求されるCO2排出量の管理・削減に対して、エコアクション21が効果的な取組
 131 みであることを世の中に広く理解してもらいます。図表CCCは、本章の全体像と事業者のメ
 132 リットを図示したものです。



133

134 **図表 CCC 環境コミュニケーションとそのメリット**

135 優れた環境への取組をおこなっているのであれば、そのことが対話を通じてきちんと社会
 136 に認知され、正当に評価されるべきである。この考えに基づきエコアクション21に取り組
 137 むことで、環境経営の促進とともに、環境への取組の見える化、利害関係者への積極的なア
 138 ピールに取り組むことができます。

139 4. エコアクション2 1ガイドライン 2017年版の主な改訂点及び構成

140 4.1 エコアクション2 1ガイドラインの改訂にあたって

141 2009年版以降、8年ぶりの改訂となった「エコアクション2 1ガイドライン 2017年版」
142 では、より多くの事業者に持続的にエコアクション2 1に取り組んでもらうため、従来の要
143 求事項を踏襲しつつ、審査員の支援等によって事業者の負担を軽減し、事業者がメリットを
144 より実感できるようエコアクション2 1に基づく活動の有効性を高めることを基本的な方
145 針としました⁵。

146 具体的には、ISO 14001:2015 や大手企業等のバリューチェーンやサプライチェーンの流れ
147 を踏まえ、エコアクション2 1に基づく環境活動と経営とのリンクを強化し、「環境経営」
148 という考え方を前面に押し出しています。

149 また、さまざまな規模・業種・取組レベルの事業者がいることに鑑み、それぞれの事業者が
150 自らの状況に合わせてエコアクション2 1を持続可能な環境経営への移行するためのツール
151 として活用できるよう見直しました。

152 4.2 エコアクション2 1ガイドライン 2017年版の章構成及び各章の概要

153 エコアクション2 1ガイドライン 2017年版は、主に次の章から構成されています。

- 154 1. (改訂版第3章:) 第2章 環境経営システム
155 中小事業者が環境という視点で自社の活動を見直し、自社の成長を促進すると同時に環
156 境への取組を効果的且つ効率的に実施するため、中小事業者でも取り組みやすい環境経
157 営システムのあり方を規定しています。環境経営システムは14の要求事項から構成さ
158 れています。
- 159 2. (改訂版第4章:) 第3章 環境情報を用いたコミュニケーション
160 エネルギー使用に伴う二酸化炭素排出量の報告とともに、環境経営システムの要求事項
161 に基づいて取り組んだ結果等について、環境経営レポート等に取りまとめ、社会と対話
162 を実施するツールとして公表することを規定しています。
- 163 3. (改訂版第2章:) 第4章 エコアクション2 1認証・登録制度：運用の仕組み
164 エコアクション2 1認証・登録制度の運用の仕組みについて規定しています。
- 165 4. (改訂版第5章、第6章:) 第5章 改訂版環境への負荷の自己チェックシート及び改
166 訂版環境への取組の自己チェックリスト
167 環境経営システムを構築し、環境への取組を適切に実施するためには、自社の環境に与
168 える負荷の種類及びその度合いを出来る限り正しく把握し、経営への影響を把握するこ
169 とが必要です。事業活動に伴う環境への負荷を把握し、環境への取組状況を認識し、今
170 後実施していくべき具体的な取組を明らかにするために自己チェックシートが用意さ

⁵エコアクション2 1ガイドライン 2009年版と2017年版の比較の詳細は、参考3を参照ください。

171 れています。是非活用してください。

172 上記以外にも、特定の業種向け等のガイドライン案（業種別等ガイドライン案）をエコアク
173 ション2 1ガイドラインに準拠して策定します。さらに、エコアクション2 1中央事務局の
174 ウェブサイトには、各事業者が環境への取組を促進する上で有益な文書（例：経営への効果、
175 用語集）・情報が掲載されていますので、積極的に活用してください。

176 5. エコアクション2 1の政策上の位置づけ・認証・登録について

177 5.1 エコアクション2 1に関連する政策・法規等

178 エコアクション2 1は、地球温暖化対策計画を初めとして、法律や政府のさまざまな計画
179 の中で、持続可能な社会を構築していくうえでの重要な施策のひとつとして位置づけられて
180 います⁶。

181 5.2 認証・登録の基本的要件

182 エコアクション2 1の認証・登録を受ける事業者は、エコアクション2 1ガイドラインで
183 規定する要求事項に基づき、以下の基本的な取組を適切に実施したうえで、審査員による所
184 定の審査を受審し、判定委員会等での審議を経て、要求事項に適合していると認められるこ
185 とが必要になります。主に以下の7点がポイントになります。

- 186 1. 計画の策定(Plan)、計画の実施(Do)、取組状況の確認及び評価(Check)及び全体の評価
187 と見直し(Action)のPDCAサイクルによる環境経営システムを適切に構築していること
- 188 2. 構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること
- 189 3. 環境負荷⁷を把握し、必要な環境への取組⁸を適切に実施していること
- 190 4. 代表者による全体の評価と見直し・指示を行っていること
- 191 5. 環境経営レポートを定期的に作成し、公表していること
- 192 6. 審査員に環境データの提供を実施していること
- 193 7. 環境への負荷・取組の事故チェックの内容、環境経営方針、環境経営目標、環境経営計
194 画の内容、環境経営レポートの内容が整合していること

195
196 また、認証取得について、様々な支援活動が実施されています。詳細は、中央事務局ホーム
197 ページを参照ください。

198 5.3 認証・登録の手順

199 エコアクション2 1の登録審査を受審するためには、本章第5.2項の認証・登録の基本的要
200 件に掲げる事項を満たしたうえで、環境経営システムに基づく取組を3ヶ月以上実施し、必
201 要な環境関連法規等を遵守していることが必要です。主な環境関連法規等は、中央事務局

⁶エコアクション2 1の政策的な位置づけについては、参考2を参照ください。

⁷二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・水使用量等

⁸二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量の削減、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組等

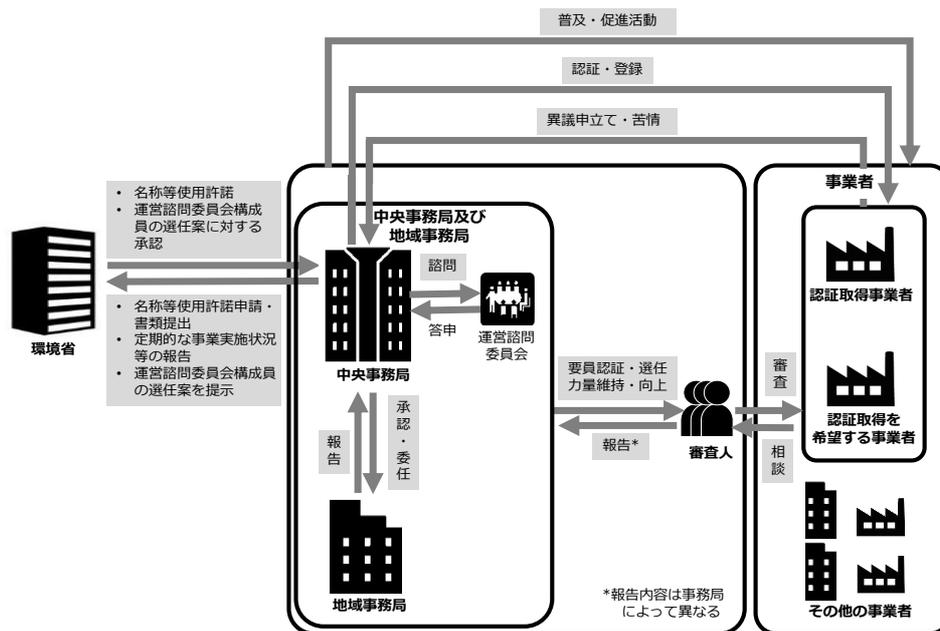
202 のホームページに掲載されています。以下において、「3. エコアクション21 認証・登録制
203 度の運営(3)」に記載した中央事務局と地域事務局の業務分担を元に認証・登録の手順の概
204 要を以下に示します。

- 205 1. 認証・登録を希望する事業者は、審査申込書を環境経営レポートとともに、最寄りの地
206 域事務局に郵送し、審査の申込みをします。
 - 207 2. 中央事務局は、審査を担当する審査員を選任し、受審事業者に通知します。
 - 208 3. 審査員は、中央事務局及び受審事業者より、審査に必要な書類を受領します。
 - 209 4. 審査員は、登録審査(書類審査、現地審査)を実施します。
 - 210 5. 審査員は、審査の結果を、審査結果報告書に取りまとめ、地域事務局に提出します。
 - 211 6. 地域事務局の判定委員会は、審査員の報告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否
212 を判定し、中央事務局に報告します。
 - 213 7. 中央事務局は、受審事業者の認証・登録の可否を判定委員会の報告に基づき判断し(必
214 要に応じて中央事務局の判定委員会で審議)、受審事業者に通知します。
 - 215 8. 受審事業者は、中央事務局に審査費用・認証・登録料を納付します。
 - 216 9. 中央事務局は、受審事業者と認証・登録契約を締結します。
 - 217 10. 中央事務局は、受審事業者に認証・登録証を送付するとともに、エコアクション21ロ
218 ゴマークの使用を認め、事業者の環境経営レポートを中央事務局のウェブページで公開
219 します。
 - 220 11. 認証・登録は、2年ごとの更新となります。認証・登録事業者は、認証・登録の1年後
221 に中間審査、中間審査の1年後に更新審査をそれぞれ受審し、適合と認められた場合は、
222 登録時と同様の手続きを経て、登録の更新を行います。
- 223 なお、実際の手続き及び詳細は、中央事務局へご確認ください。

224 5.4 エコアクション21の名称等使用

225 環境省が「第4章2. エコアクション21 認証・登録制度の実施主体(2)」に沿って提出され
226 た文書の確認をした中央事務局は、エコアクション21の名称及びロゴマークを使用できる
227 ものとし、ます。なお、エコアクション21の名称及びロゴマークの使用に関しては、中央事
228 務局が別途定めた規定があります。詳細は、中央事務局ホームページを参照ください。

229 本ガイドラインの策定にあたって、認証・登録制度の運営原則及び中央事務局・地域事務局・
230 審査員等の各主体の役割・要件・権限・責任等をより明確にし、制度全体を見直しました。
231 この見直しにより、事業者にとって制度上のそれぞれの主体の役割や責任がより明確となり
232 ました。制度全体の概要は、図表 DDD の通りです。



233

234

図表 DDD エコアクション 2.1 認証・登録制度の概要

235

エコアクション 2.1 の運用の仕組みに係る詳細は、第 4 章「エコアクション 2.1 認証・登録制度:運用の仕組み」を参照してください。

236

237

未承認稿